

土曜

SATURDAY

ライフ

mail:bunka1@ma.kitanippon.co.jp



69



しんめい動物病院長
(富山市高田)
鷹島 慎太郎

今年6月1日に改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。今回は、マイクロチップに関して解説したいと思います。

マイクロチップとは、長さ1センチ程度の電子標識器具です。表面は特殊なガラスに覆われており、体内で悪さをすることはありません。電池で動いているわけではなく、専用の読み取り装置を近づけた時だけ情報が発信されます。「Suica(スイカ)」などの交通系ICカードと似たような仕組み

マイクロチップ義務化

獣医師会にも登録を

だと思ってください。迷子、盗難、事故、災害などで飼い主と離ればなれになったとき、専用の装置を使ってマイクロチップの情報を読み取ることで、身元の確認ができます。また、

動物を海外に連れていく場合や海外から連れてくる場合の動物検疫で、マイクロチップを装着・登録して所定の予防接種や検査を済ませていけば、検疫の手順や隔離期間(最長で180日)が大

ただし、所有者情報の変更登録の手続きをする必要があります。登録の仕方について「煩雑でよく分からない」という声も聞きます。これは登録先が二つあることが原因です。

一つは環境省で、こちらへの登録は義務となっています。もう一つは日本獣医師会です。こちらは任意ですが、環境省の登録情報を利用できるのは自治体と警察だけなので、有事の際に役立てるためには、日本獣医師会への登録をお勧めします。

幅に省略(最短で数時間)されま
す。
「自分の家で飼っている犬猫にマイクロチップを入れなければならぬのか」との質問を受けますが、以前から飼養している犬猫に対しては、装着は義務ではありません。6月1日以降にペットショップやブリーダーから購入した犬猫であっても、装着の義務があるのは販売する側なので、飼い始めた段階ですでに装着されています。

マイクロチップにはGPS機能はありませんので、残念ながら迷子や逃走を防ぐことはできません。ただ、迷子が見つかったときに、飼い主の手元に戻ってくる手助けになります。
装着の可否も含めて、かかりつけの獣医師とよく相談して決めてください。



子犬にマイクロチップを挿入する様子